

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

潟上市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は南秋田郡井川町、南は秋田市、西は男鹿市、北は八郎潟を挟んで同郡大潟村と接している。

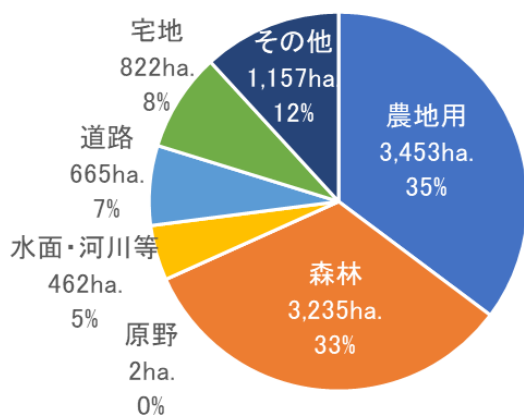
東部は南北に縦走する国道7号線の周辺に小高い丘陵(女川層)が多数連なっており、出羽丘陵に続いている。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、松林は秋田県の保健保安林に指定されていて、砂丘郡の間は集落や畑地、樹園地として活用されている。

高速交通体系は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車等が整備されるとともに、秋田空港から車で30分程度の距離にある。

土地利用状況は、農用地が約35.2%と最も高い構成比であり、続いて山林が33.0%となっているが、秋田市に隣接した居住環境の好適地として宅地が約8.4%程度と県全体でみた比率よりも高くなっている。



土地利用状況



3つの地域エリア

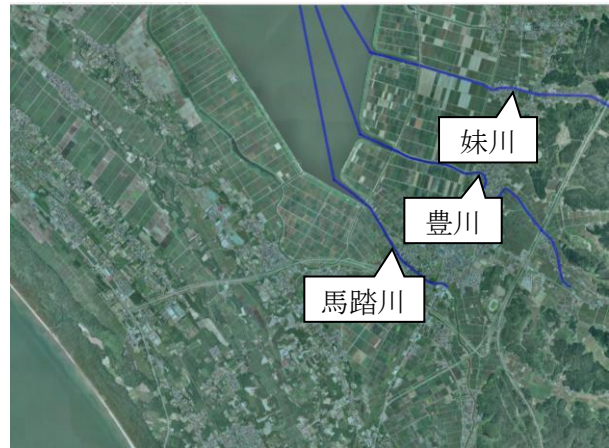


②想定される地域の災害リスク

■洪水（大雨等）

当市の水系は、秋田県の管理河川（秋田地域二級河川）である馬踏川及び豊川、当市が所管（準用河川）の妹川ほか3河川がある。近年最大であった昭和60年9月10日の大雨洪水では、豊川、馬踏川、妹川の河川が氾濫し、昭和地域では床上浸水12棟、床下浸水45棟、非住家でも同様の被害が出た。飯田川地域でも床下浸水19棟、非住家の床下浸水が確認された。その他両地域では田畑の冠水被害が出た。

現在は護岸工事等により整備が進んでおり、氾濫等の可能性は低くなっている。



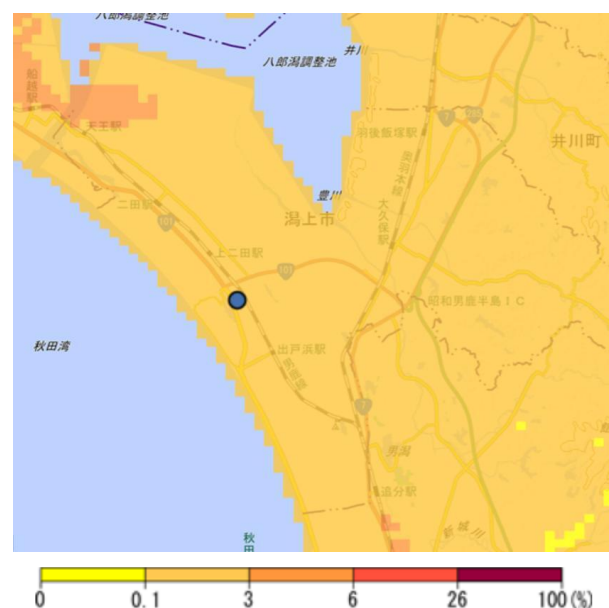
■風害

当市ではこれまで、強風・台風及び暴風による被害は、昭和51年10月26日から27日にかけて、天王地域で強風となり、園芸施設や出戸浜海の家倒壊、江川漁業組合全体で3億3千万円の被害が出た。また、平成3年9月28日には台風19号の通過により、昭和地域では住宅破損や非住家全壊、公共建物全壊、飯田川地域でも同様の被害が出た。平成24年4月3日には低気圧の急激な発達に伴う暴風被害も出ている。

■地震：J-SHIS

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間に震度6強以上の地震が発生する確率は、昭和地域で1.8%、飯田川地域で1.8%となっている。なお、天王地域では一部の地域で3%を超えているものの、地域全体では2.5%となっており、当市全体として、表装地盤は揺れにくい地域となっている。

	天王 (計測基準地点) (市役所)	昭和 (大久保)	飯田川 (飯塚)
震度6強以上	2.5%	1.8%	1.8%
震度6弱以上	10.8%	9.2%	9.0%
震度5強以上	33.9%	31.1%	31.1%



■土砂災害：ハザードマップ

当市のハザードマップでは、天王、昭和、飯田川の各地域における「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「土石流の発生流域」を区分している。また、県建設部河川砂防課による土砂災害警戒区域等の指定及び基礎調査結果では、以下のとおりとなっている。

土砂災害警戒区域等の指定

(単位:箇所)

地域	地区(所在地)	急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
天王	追分西	4	0	0
	中浜山	1	0	0
	上出戸	1	0	0
	小 計	6	0	0
昭和	豊川槻木	10	11	0
	豊川岡井戸	4	7	0
	豊川竜毛	6	1	0
	豊川山田	5	7	0
	豊川虻川	9	9	0
	船橋	0	1	0
	小 計	34	36	0
飯田川	飯塚	3	1	0
	和田妹川	5	8	4
	下虻川	2	2	0
	金山	6	5	0
	小 計	16	16	4
合 計		56	52	4

- ・天王地域では、住宅や商工業者が多く点在する地区は山岳地帯から離れているが、追分小学校付近に一部警戒区域及び特別警戒区域がある。
- ・昭和地域では、大久保駅周辺や商工業者が多く点在する地区は山岳地帯から離れているが、特に豊川地区（県道 229 号線付近）に特別警戒区域が多い。
- ・飯田川地域では、中心部を通り昭和バイパスへ抜ける県道 104 号線沿いは警戒区域が少ないが、金山地区で警戒区域及び特別警戒区域がある。

■感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

①業種別商工業者

業 種	商工業者	小規模事業者	企業・事業所の立地状況等
製造業	80	63	中小企業・小規模事業者ともに市内各地域に点在している。
建設業	288	285	市内各地域に点在している。
卸・小売業	186	150	天王地域の津波エリアに多く点在している。
サービス業	373	347	天王地域の津波エリアに多く点在している。
合 計	927	845	

②地区別商工業者数

区 分	天王	昭和	飯田川	合 計
商工業者	556	237	134	927
小規模事業者	515	213	117	845

③マグニチュード8.7を超える場合に想定される被害（事業者数）

津波による浸水被害	天王	昭和	飯田川	合 計
浸水被害（5 m以上）	3	0	0	3
浸水被害（1～5 m）	97	0	0	97
浸水被害（1 m未満）	15	0	0	15
合 計	115	0	0	115

④大雨により想定される被害（事業者数）

危険区域	天王	昭和	飯田川	合 計
土砂災害警戒等区域	47	11	134	192

(3) これまでの取組

①当市の取組

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関する最も基本となる「潟上市地域防災計画」を平成19年に3月に策定し、その後1回の修正を重ね、現在に至っている。

また、「潟上市に住むことに誇りをもてるまちづくり」のための総合的な指針として位置づけられている「第2次潟上市総合計画」（長期ビジョン：平成28年～令和7年、基本計画（前期）：平成28年～令和2年）では、「安心して過ごせる、安心居住都市」を基本目標に、防災対策の強化、地域防災力の強化、救助・救急体制の充実に取り組んでいる。

■防災対策の強化

- ・災害時職員初動マニュアルの改訂
- ・準備体制会議の開催の導入（関係機関、庁内の事前連絡体制や資機材配置などの調整）
- ・危機管理監の配置
- ・防災行政無線子局 81 箇所をデジタル化、2 箇所新設で全 83 子局を整備
- ・デジタル戸別受信機 100 台整備（消防団、出張所、公民館、図書館、幼保こども園、小中学校、福祉施設等）
- ・土砂ハザードマップ周知（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、避難経路）
- ・津波ハザードマップ周知
- ・防災メール配信の実施（国民保護、地震、津波、気象、火災・避難勧告等の情報）
- ・防災対策リーフレット周知（“もしも”に備えた防災情報集、避難施設リスト）
- ・防災備蓄の整備（飲料水、非常食、資機材等を市内 5 箇所に備蓄）

■地域防災力の強化

- ・市全域での避難訓練の実施（関係機関、民間事業者、自主防災組織と連携）
- ・消防資機材の整備
- ・木造住宅耐震診断、改修補助事業による補助金交付

■救助・救急体制の充実

- ・救命講習会の実施

■新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室の設置
- ・新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営マニュアル(案)策定
- ・各種支援制度の新設 など

■その他

- ・各種マニュアルの見直し
（災害時非常用電話対応、福祉避難所設置、自主防災組織活動、津波避難行動計画、配慮者避難支援計画）
- ・秋田県総合防災課及び関係機関との連携
- ・職員の研修等（資格取得、知識・技能の習得等）

②当会の取組

当会では、地域唯一の経済団体として、有事における地域商工業者の被害状況把握（管内巡回等）や行政、関係機関、秋田県商工会連合会（以下、「県連合会」という。）等と連携した速やかな復旧策の実施（融資斡旋、救助用物資・復旧資機材の調達斡旋等）に取り組んでいる。

職員の行動計画については、「潟上市商工会事業継続計画」を定め、職員間で共有及び定期的な見直しを実施している。

商工業者に対しては、有事における対策を強化し、被害を最小限かつ速やかな復旧を成し遂げるための「ＢＣＰ（事業継続計画）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定促進に取り組んでいる。この他にも火災や地震のリスクに備えるため、県連合会や秋田県火災共済協同組合（以下、「県火災」という。）等と連携して、休業や賠償責任、火災や自動車などの各種共済制度の普及・促進活動を行っている。

■ＢＣＰに関する国の施策等周知

- ・「企業の事業継続力を高めるＢＣＰを策定しよう」リーフレットによる策定促進
- ・有事を想定した６つのリスクに備える１６種の損害保険が管理できる「リスク管理チェックシート」を用いた提案（休業補償や賠償責任等）
- ・商工会報による周知
- ・ＢＣＰ策定セミナー（支援機関向け）への職員参加による策定能力向上

■防災備蓄品

- ・テント（大1基、小1基）、ブルーシート、暖房器具、懐中電灯、ろうそく、携帯ラジオ、乾電池、軍手、工具類、木炭、ごみ袋、薬等医療品、消毒液、マスク

■新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- ・国、県、市の各種支援施策の普及促進及び申請受付等
- ・“新たな生活様式”を取り入れた新たなチャレンジへの相談対応

■その他

- ・耐震性等強化のための商工会館の改修

II 課題

当市の事業者のうち、既にBCPを策定しているのは一定規模を有する企業（主に製造業、大手小売店、フランチャイズに加盟するコンビニ等）に限られており、その他の事業者は策定に至っていない状況である。特に小規模事業者においては、防災に対する意識の醸成から周知をしていく必要がある。

当市ではこれまであらゆる災害を意識した対策として、ハザードマップの周知や避難場所の確保、ホームページによる各種防災情報の発信など、市民を守るための環境整備等を着実に進んでいる。今後は、事業者側の防災・免災意識を高め、いかにしてBCPの策定に結びつけるかが大きな課題となる。

したがって、今後の当市全体の取組としては、BCP策定に係る支援スキルの向上と小規模事業者向けのBCP策定ツール等の提供が必要となる。この課題を解決していくためには、市と商工会の役割分担を明確にしながら、これまで以上に連携を強化していく必要がある。

また、感染症対策において、地域内小規模事業者に対して手洗いの徹底やマスク、消毒液等の衛生品の備蓄などを周知していく必要がある。

III 目標

災害等に対する事前準備や早期復旧を実現するため、市と商工会が連携を密にしながら事業者へBCP策定を推進し、地域経済の停滞防止となるように災害に強い企業づくりを支援する。

（１）災害発生時に被害状況を的確に把握し、情報共有できる体制づくり

市と商工会において、災害発生時における管内被害状況を共有し、復旧支援が円滑に行えるように明確な連携体制を構築する。また、感染症においても国内感染者発生段階で、拡大を見据えた協議を行うなど連携を強化する。

（２）事業者の防災・免災に対する危機意識の醸成

県連合会や各損保会社が提供する災害に関する支援ツール（チラシやリーフレット）を活用しながら、危機意識や防災・免災意識を高める。

（３）小規模事業者へのBCP策定支援

防災・免災に対する意識が高まった小規模事業者に対して、BCP策定セミナーや専門家派遣、商工会職員による個社支援を通じて、BCP策定及び事業継続力強化計画策定支援を強化する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年1月1日～令和12年12月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

① 商工会報等による啓発活動

四半期に1回発行する商工会報に国・県・市の施策やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、当会ホームページにおいてもタイムリーな情報を発信していくことで、小規模事業者の意識向上を図る。また、必要に応じて、市の広報やホームページでも同様の情報発信を行い、連携して災害リスク対策の重要性を訴求する。

② 日常的な巡回訪問等による啓発活動

年間2,500件程度の巡回訪問を通じて、県連合会や損保会社が発行するリスク管理に係るツールの提供や、ハザードマップによる避難経路や場所を实地確認するなど、常に災害時の支援対応を想定しながら、巡回訪問等を実施する。

③ BCP策定支援

策定の前段階として予備診断を実施し、そのうえでセミナーへの参加、又は専門家派遣による個別指導を受けるなど、策定からフォローアップまで一連のスキームをもって継続支援を実施する。

④ 感染症対策

業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止のための周知を行うとともに、“新たな生活様式”に対応するための補助金申請等を支援する。

2) 市に対する要望活動の実施

BCP策定を市全体で推進するため、策定した事業者に対し当市独自のインセンティブとして、補助金制度や特例融資制度等の支援策をもって後押しできるように実施する。

3) 商工会の事業継続計画の順守

令和3年3月に策定及び事務所内に周知依頼、毎年1回の見直し・更新を済ませている。

4) 関係機関等との連携

市とは平時から防災に関する定期的な担当者会議により情報を共有する。また、金融機関等とは、普及・啓発活動やセミナー開催における専門家選定・斡旋等において協力体制を強化する。

5) フォローアップ

小規模事業者のBCP策定有無や取組状況等をデータベース化するとともに、適宜更新されているかについて、フォローアップを行う。

6) 訓練の実施

当市が実施する防災訓練に積極的に参画し、必要に応じて湖東地区消防署からの指導を受けながら指示命令系統や連絡体制の確認を行う。

＜２．発生後の対策＞

災害発生時には、人命救助を最優先としながら、以下の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有などの対策を進めていくものとする。なお、感染症に関しては国内感染者が発生した時点で、職員の体調確認を行うとともに、手洗い・うがい、事業所の消毒等職場環境を整備する。

１）役員・職員等の安否及び出勤可否等の確認

当市、当会それぞれにおいて安否確認を行う。加えて、次の内容についても可能な限り情報共有することとする。

①本人・家族の被災状況

②近隣の家屋や道路に関する被害状況（可能な限り）

③出勤の可否

【出勤可能な時間も含む】

ア 潟上市商工観光振興課

・職員：緊急連絡網（携帯電話・メールシステム）にて確認

イ 潟上市商工会

・職員：発生後、１時間以内に緊急連絡網（携帯電話：LINEグループ等）にて確認

・三役：発生後、３時間以内に携帯電話等にて確認

・役員：発生後、２日以内に携帯電話等にて確認

・会員：発生後、３日以内に役員を通じ、地域ごとの被災状況、会員安否状況を確認

※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデータベース化

【商工会災害システムの入力情報】

項 目	内 容
企業名・事業所名	▽被害を受けた企業・事業所の名称
地域名	▽被害を受けた企業・事業所の地域
人的被害状況	▽経営者（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ▽家族（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ▽従業員（軽傷、重傷、行方不明、死亡）
物的被害状況	▽店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ▽社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ▽商品（被害あり、被害なし） ▽機械設備（被害あり、被害なし） ▽器具備品（被害あり、被害なし） ▽車両（被害あり、被害なし）
被害額（円）	▽ヒアリングした額
写真	▽被害を受けた状況
備考	▽企業の業種、必要な物資、要望事項等

※システム入力については、あらかじめ担当者を指定しているが、出勤不能状況を鑑み、入力手順及びパスワード等は全職員で共有する。

2) 職員の参集（出勤）範囲

災害等における当市、当会の参集（出勤）範囲は、以下のとおりとする。

【配備基準】

配備体制	基 準	主たる参集(出勤)者
準備体制 ※1	【状況を見極めて各種情報収集を行う】 1. 市域で震度3以上の地震を観測したとき 2. 市域に大雨・洪水気象等予警報が発表されたとき 3. 県外において、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生、又は発生する恐れがあるとき 4. 商工会の近隣において停電、火災が発生したとき	【市】 ・危機管理監 ・総務課長 ・都市建設課長 他 【商工会】 ・事務局長
警戒準備体制 ※2	【事務局機能の軽微な低下が想定される】 1. 市域で震度4以上の地震を観測したとき 2. 秋田県に津波注意報が発令されたとき 3. 市域に大雨・洪水警報が発表されたとき 4. 台風による被害が予想されるとき 5. 県内他地域において、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生、又は発生する恐れがあるとき	【市】 ・総務部長 ・課長 他 【商工会】 ・事務局長 ・副事務局長
警戒体制 ※3	【事務局機能の大幅な低下が想定される】 1. 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき 2. 秋田県に津波警報が発令されたとき 3. 風水害による被害が広範囲で確認されたとき 4. 床上浸水が確認されたとき 5. 当市において、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発生、又は発生する恐れがあるとき	【市】 ・副市長 ・部長・課長 他 【商工会】 ・事務局長 ・副事務局長
災害体制 ※4 ※5	【事務局機能が不能になると想定される】 1. 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき 2. 秋田県に津波警報・大津波警報が発令されたとき 3. 床上浸水が確認されたとき 4. 広域的被害が発生したとき 5. 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症拡大により緊急事態宣言が発令されたとき	【市】 ・市長他全職員 【商工会】 ・事務局長 ・副事務局長

※1…市では「警戒室」設置（室 長：危機管理監）

※2…市では「警戒部」設置（部 長：総務部長）

※3…市では「警戒本部」設置（本部長：副市長）

※4…市では「災害対策本部」設置（本部長：市長）

※5…商工会では事務局長が状況を判断し、必要に応じて職員出勤の命令を下す。

3) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点で当市（商工観光振興課長）と当会（事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。

【被害規模の目安と応急対策の内容】

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大きな被害がある	1. 地域内の10%の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地域内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。	①緊急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地域内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地域内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	1. 目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

期 間	情報共有の間隔
被災～1週間以内	1日に3回（9時、12時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（11時、16時）共有する
1か月以内	1日に1回（16時）共有する
1か月超	新たに被害情報を把握した際に共有する

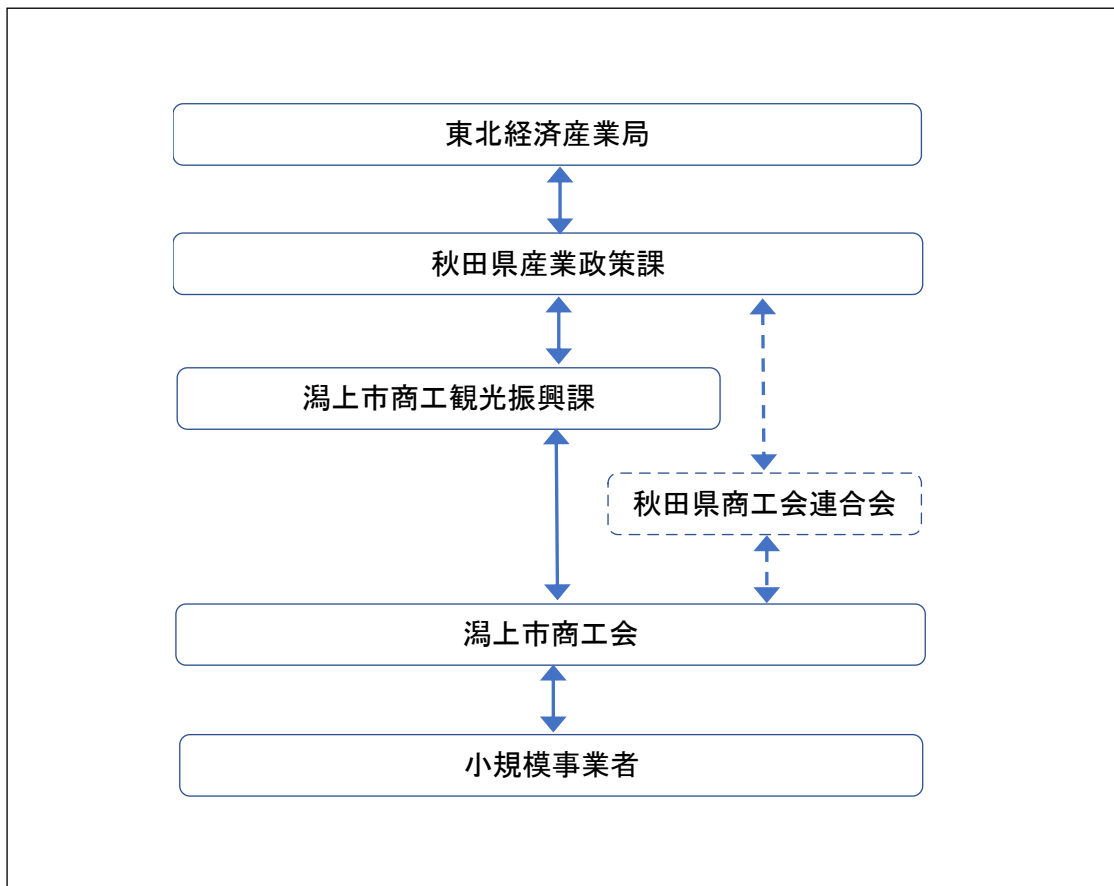
＜3. 災害時における指示命令系統・連絡体制＞

災害時等に地域内事業者の被害状況を報告する仕組みや指示命令体制を構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動内容を決定するとともに、被害の確認方法及び被害額の算定方法、県等への報告方法について、予め確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

災害発生時に、地域内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。

【指揮命令・連絡体制図】



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するための被災地における活動については、市商工観光振興課長が市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当会の情報共有を迅速かつ的確に行うものとする。

4) 被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、県火災による査定価格を参考にするなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

5) 県等への報告方法

当市、当会で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また、当会は県連合会へ報告するものとする。(感染症に係る情報についても同様)

< 4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援 >

1) 特別相談窓口の開設

当会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。
また、国や県、県連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～ 2 日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		おおまかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～ 7 日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
3	発災 3 日後 ～ 14 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地域内小規模事業者等へ周知する。

< 5 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

- 1) 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

- 14 -

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
1 BCP 策定セミナー開催費【集団】 (講師謝金、旅費、郵送費)	60	60	60	60	125
2 専門家派遣費【個社】 (専門家謝金、旅費)	60	60	60	60	130
3 普及・啓発費 (チラシ作成費、送料)	100	100	100	100	128

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金（国・県・市）、各種手数料等 ※但し、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関等にて無償で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等